

# 美しい村づくり資金利子補給規則

昭和62年3月27日規則第43号

改正	昭和62年6月16日規則第67号	昭和62年9月8日規則第78号
	昭和63年11月30日規則第87号	平成元年3月7日規則第3号
	平成元年3月28日規則第10号	平成元年10月31日規則第68号
	平成2年3月31日規則第31号	平成2年5月31日規則第39号
	平成2年10月12日規則第60号	平成3年2月8日規則第5号
	平成4年3月10日規則第9号	平成5年3月31日規則第48号
	平成13年6月19日規則第84号	平成16年12月16日規則第83号
	平成17年3月31日規則第37号	平成21年10月9日規則第59号
	平成23年10月7日規則第40号	平成24年9月25日規則第41号
	平成25年5月31日規則第30号	令和元年8月16日規則第12号
	令和3年4月1日規則第10号	

## (目的)

第1条 この規則は、農業生産の基盤整備、営農活動の支援、農村の活性化及び都市と農村との間の交流の促進に必要な資金を低利かつ円滑に融通する措置を講ずることによって、農村の振興を図り、もって美しい村づくりに資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 次に掲げるものをいう。
  - ア 農業に従事し、又は従事しようとする者
  - イ 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体
- (2) 融資機関 次に掲げる者をいう。
  - ア 農業協同組合及び兵庫県信用農業協同組合連合会
  - イ 農林中央金庫
  - ウ 銀行
  - エ 株式会社商工組合中央金庫
  - オ 信用金庫及び信用金庫連合会
  - カ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- (3) 美しい村づくり資金  
融資機関が農業者等に貸し付ける別表の資金の種類欄に掲げる資金で、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 貸付利率は、知事が別に定めるものであること。
  - イ 償還期限及び据置期間は、それぞれ別表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるものであること。

## (利子補給)

第3条 県は、予算の範囲内において、融資機関との契約により、当該融資機関が農業者等に貸し付けた美しい村づくり資金につき、当該融資機関に対して利子補給金を交付するものとする。

2 前項の契約は、利子補給契約書によって行うものとする。

## (利子補給金の交付の期間)

第3条の2 前条第1項の利子補給金の交付の期間（以下「利子補給期間」という。）は、別表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期間を限度とする。

2 天災地変その他知事が特に必要と認める理由により融資機関が償還金の支払を猶予したときは、前項の規定にかかわらず、利子補給期間は、同項に規定する期間に当該猶予の期間を加えた期間を限度とする。

#### (利子補給の率)

第4条 第3条第1項の規定による利子補給の率は、知事が別に定める。

#### (利子補給金の額等)

第5条 利子補給金は、毎年1月から6月まで及び7月から12月までの各期間（以下これらを「計算期間」という。）分ごとに交付するものとし、その額は、融資機関が融資している美しい村づくり資金の種類ごとに算出した計算期間中に係る融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞金を除く。）の総和を365で除して得た金額をいう。）に対する利子補給の金額の合計額とする。

#### (利子補給金の請求)

第6条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、美しい村づくり資金利子補給金交付請求書（別記様式）正副2通に利子補給金計算明細書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

#### (利子補給金の支払)

第7条 知事は、前条の規定による利子補給金の交付の請求があった場合において、適当であると認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内にこれを交付するものとする。

#### (利子補給金の打ち切り又は返還)

第8条 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関に対して、利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 融資機関が、この規則の規定に違反したとき。
- (2) 融資機関が、第3条第1項の契約の条項に違反したとき。
- (3) 融資機関から県の利子補給に係る美しい村づくり資金の融資を受けた農業者等が、当該資金をその目的以外の目的に使用したとき。

#### (報告又は調査)

第9条 知事は、利子補給に係る事務を適正に執行するため、必要があると認めるときは、融資機関に対して必要な報告を求め、又は当該職員に帳簿、書類等を調査させることがある。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

##### (農漁業者生活改善資金利子補給規則及び農業振興資金利子補給規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 農漁業者生活改善資金利子補給規則（昭和39年兵庫県規則第97号）
  - (2) 農業振興資金利子補給規則（昭和46年兵庫県規則第17号）

##### (経過措置)

- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の農漁業者生活改善資金利子補給規則及び農業振興資金利子補給規則（以下「廃止前の生活改善資金規則及び振興資金規則」という。）の規定により利子補給の決定をした農漁業者生活改善資金及び農業振興資金については、この規則の相当規定により利子補給の決定をしたものとみなす。この場合において、施行日前に廃止前の生活改善資金規則及び振興資金規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

##### (償還期限等の特例)

- 4 平成21年台風第9号又は同年7月及び8月の豪雨により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金のうち知事が別に定めるものに係る別表5の項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」と、「1年」とあるのは「2年」とする。
- 5 平成23年台風第12号又は同年台風第15号により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金のうち知事が別に定めるものに係る別表5の項の規定の適用については、同項中「5年」とある

のは「7年」と、「1年」とあるのは「2年」とする。

- 6 ウメ輪紋ウイルスにより被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金のうち知事が別に定めるものに係る別表5の項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」と、「1年」とあるのは「2年」とする。

附 則（昭和62年6月16日規則第67号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、昭和62年4月15日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年9月8日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、昭和62年7月1日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年11月30日規則第87号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月7日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、平成元年2月1日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月28日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成元年10月31日規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月31日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 5 月 31 日規則第 39 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 10 月 12 日規則第 60 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 年 10 月 15 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 2 月 8 日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 年 2 月 10 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 3 月 10 日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の兵庫県農業近代化資金利子補給規則の規定及び第 2 条の規定による改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける農業近代化資金及び豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた農業近代化資金及び豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 48 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則第 3 条の 2 及び別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、施行日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後最初に交付する利子補給金については、改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則第 5 条の規定にかかわらず、4 月から 6 月までの期間分を交付するものとする。

附 則（平成 13 年 6 月 19 日規則第 84 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 12 月 16 日規則第 83 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊かな村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日規則第 37 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 10 月 9 日規則第 59 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 10 月 7 日規則第 40 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日規則第 41 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 5 月 31 日規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 8 月 16 日規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条の2関係）

資 金 の 種 類	償還期限	据置期間
1 農業生産の基盤強化に資する施設の整備に必要な資金	15年以内	2年以内
2 営農活動の開始又は継続に必要な資金	5年以内	1年以内
3 農村の活性化に資する施設の整備に必要な資金	15年以内	2年以内
4 都市と農村との間の交流の促進に資する施設の整備に必要な資金	15年以内	2年以内
5 局地天災、病害虫又は家畜の伝染性疾病により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金	5年（知事が特に必要と認める場合は、7年）以内	1年（知事が特に必要と認める場合は、2年）以内
6 その他知事が必要と認める資金	5年以内	1年以内

年 月 日

美しい村づくり資金利子補給金交付請求書

兵庫県知事 様

融資機関 所在地  
名称  
代表者の氏名  
電話（ ） —  
電子メール

美しい村づくり資金利子補給規則第6条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり請求します。

記

利子補給金交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円